

「交通事故・労働災害防止総決起大会」で龍ヶ崎労働基準監督署が時間外労働の上限規制や荷役作業における労災防止対策の説明を行いました！

令和7年2月21日



あいさつをする岡本署長

説明をする高橋安全衛生課長

龍ヶ崎労働基準監督署（署長 岡本新吾）は、茨城県トラック協会県南支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会茨城県支部県南分会が主催する「交通事故・労働災害防止総決起大会」に出席し、岡本署長から自動車運転者の時間外労働の上限規制について、高橋安全衛生課長から荷役作業における労働災害防止対策について説明を行いました。

トラックにおける荷役作業の際には、昇降設備の設置や保護帽の着用について令和5年10月1日から安全衛生規則の改正されているほか、テールゲートリフターによる荷役作業についての特別教育についても昨年2月1日から改正規則が施行されていることから、リーフレットにより説明を行ったほか、陸上貨物運送業における荷役作業の安全対策ガイドラインについて説明を行いました。

そのほか大会では、茨城産業保健総合支援センターの西垣紀子氏から「トラックドライバーの健康管理」についての講演が行われ、参加者は熱心に耳を傾けていました。

龍ヶ崎署管内における令和6年の陸上貨物運送事業の労働災害による死傷者数（休業4日以上）は、本年1月末現在で34件となり、昨年同期と比べて5件の大幅な増加となっています。

【連絡先】龍ヶ崎労働基準監督署

電話: 0297-62-3331